

京都市訓令甲第9号
市会事務局
選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査事務局

京都市市会及び行政委員会の事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成19年7月12日

京都市長 榊本 頼 兼

別表事務局長の項に次の1号を加える。

(12) 本市の公有財産及び物品への広告の掲載の決定及び契約に関すること。

別表次長の項に次の2号を加える。

(8) 本市の公有財産及び物品への1件1,200,000円以下の広告の掲載の決定及び契約に関すること。

(9) 広告付きの物品の無償譲受け（広告料の支払を受ける場合を含む。）の決定及び契約に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(総務局総務部文書課)